

質問回答書

(業務名) 令和3年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務(臨時的任用者)

	質問内容	回答
1	北部地域を含め、検診の実施日数は何日程度か。	要調整(3月19日までに実施) (参考)昨年度:3月4日~3月19日 うち北部:3月19日
2	健康診断書様式は、指定のものでなければならないか。 (医療機関任意のものでもよいか。)	要相談 (事前に当方に承認を得ていただければ可)
3	受診票・問診票は医療機関任意のものでもよいか。	特に提出を求めるものではなく、任意の様式で構わない。
4	結果報告は検診後いつまでに提出が必要か。	令和3年3月30日までに提出 (参考)昨年度:3月30日
5	結果報告の送付先は何箇所か。	任用先となる府立学校(63校)及び市町村立学校を所管する教育局(5局)の最大68箇所
6	判定基準は医療機関の基準でよいか。	労働安全衛生規則第43条に規定された雇い入れ時の健康診断であることを踏まえた上で、医療機関の判定基準で差し支えない。
7	一般競争入札参加資格等がある場合の入札参加資格審査について	「入札説明書 6入札に参加する者に必要な資格」に記載のとおり、一般競争入札参加資格等を有する場合も、本入札について申請書等の書類を提出し、資格審査を受ける必要がある。 ただし、以下2つの資格のうちいずれかを有する場合は、一部書類の提出が省略できる。 詳細は、「入札説明書 7(3)添付資料」を参照のこと。 ・京都府の巡回健康診断業務に係る一般競争入札参加者の資格 ・京都府が発注する物品又は役務の調達に係る一般競争入札及び指名競争入札(医療・福祉サービスの集団検診)に参加する資格
8	一部業務について再委託は可能か。	契約書(案)第17条に記載のとおり、再委託は原則禁止であるが、あらかじめ当方の承諾を得ていただければ可

令和2年10月20日

京都府教育庁管理部教職員企画課